

平成23年12月22日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 堤 義景

平成23年(ハ)第434号 不当利得返還請求事件

口頭弁論終結日 平成23年12月1日

判 決

山口県

原 告

同訴訟代理人弁護士

田 邊 一 隆

京都市

被 告

アイフル株式会社

同代表者代表取締役

同訴訟代理人

主 文

1. 被告は、原告に対し、98万4022円及びこれに対する平成23年7月2日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
2. 原告のその余の請求を棄却する。
3. 訴訟費用は、これを10分し、その9を被告の負担とし、その余を原告の負担とする。
4. この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 請求

被告は、原告に対し、125万9442円及びうち113万0141円に対する平成23年3月24日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

1. 本件は、原告が、貸金業者である被告に対し、金銭消費貸借契約に基づいてした弁済につき、利息制限法所定の制限利率を超える利息を付して弁済したことにより過払金が生じ、かつ、被告は民法704条にいう悪意の受益者であるとして、不当利得返還請求権に基づき、過払金の返還及び過払金に対する民法704条前

段所定の利息の支払を求める事案である。

2 前提となる事実（裁判所に顕著な事実，当事者間に争いのない事実，末尾括弧内に記載の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

① 被告は，貸金業法（平成18年法律第115号による改正前の法律の題名は貸金業の規制等に関する法律）3条所定の登録を受けた貸金業者であり，原告はその顧客である（弁論の全趣旨）。

② 被告と原告との間には，被告を貸主，原告を借主とする金銭消費貸借基本契約に基づく平成7年8月14日から平成22年8月16日に至るまでの取引（以下「本件取引」という。）があり，本件取引の内容は，別紙計算書1の「年月日」欄，「貸付金」欄及び「支払金」欄に記載のとおりであった（甲1）。

③ 原告は，被告に対し，被告が平成23年7月1日吸収合併した株式会社ライフ（以下「ライフ」という。）との間で平成15年12月24日締結した「あたしんちライフマスターカード契約」に基づいて，平成23年7月1日現在で，立替金残金1万9164円及び損害金4630円（合計2万3794円）の債務を有していた（争いがない）。

④ ライフと原告との間には，前記③の「あたしんちライフマスターカード契約」に基づいて，ライフを貸主，原告を借主とする平成16年1月15日から平成21年12月3日に至るまでの貸付金取引があり，その貸付及び返済の内容は，別紙計算書3の「年月日」欄，「貸付金」欄及び「支払金」欄に記載のとおりであった（争いがない）。

⑤ 原告は，被告に対し，ライフとの間で平成15年12月24日締結した「デオデオe eカード契約」に基づいて，平成23年7月1日現在で，残元金2万7580円及び損害金4691円（合計3万2271円）の債務を有していた（争いがない）。

3 被告の主張

① 取引の個数と消滅時効についての主張

原告と被告との間の本件取引は、平成7年8月14日から平成8年2月6日までの第1取引と平成8年8月19日から平成22年8月16日までの第2取引に分かれており、これらは別個の基本契約に基づく別個の取引であるから、一連計算をすることはできない。そうすると、第1取引から生じた原告の過払金債権については、第1取引の終了から本件訴訟提起まで10年以上経過しているから、被告は、原告に対し、本件口頭弁論期日において、消滅時効を援用する旨の意思表示をした。

② 悪意の受益者に該当しないとの主張

被告は、貸金業法17条1項、18条1項所定の各要件を満たす書面を交付する態勢を常に整備した上で、これらの書面を顧客に交付していると認識していたこと等から、原告との取引においても、利息制限法所定の制限を超える利息を債務の弁済として受領するにつき貸金業法43条1項の適用があると認識しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情がある。したがって、被告は、過払金の受領に関して民法704条にいう悪意の受益者に該当しない。

③ 過払金に対する法定利息が発生する時期についての主張

仮に、被告が悪意の受益者であったとしても、過払金に対する法定利息が発生するのは、訴状送達の日翌日からである。

④ 相殺の主張

被告は、ライフを吸収合併したことにより、平成23年7月1日現在で、原告に対し、

ア 前記2③の立替金残金1万9164円及び損害金4630円（合計2万3794円）の債権

イ 前記2④の貸付金取引に基づく貸付金残元金12万5167円及び利息3万7155円（合計16万2322円）の債権（ただし、過払金利息の発生は認めていない。）

ウ 前記2⑤の残元金2万7580円及び損害金4691円（合計3万2

271円)の債権

を有していた。

そこで、被告は、原告に対し、本件口頭弁論期日において、上記アないしウの被告の債権と本件取引のうち第2取引から生じた原告の過払金債権とを、相殺適状日を平成23年7月1日として対当額で相殺する旨の意思表示をした。

4 被告の主張に対する原告の主張

① 被告の主張①について

本件取引が異なる基本契約に基づく2個の取引からなるとしても、その取引中断期間はわずか195日であり、第1取引終了後、被告が原告に対し電話で再度の借入を勧誘したという両者の接触状況からすると、第1取引から生じた過払金を第2取引の借入金債務に充当する旨の合意があるというべきである。

したがって、第1取引から生じた原告の過払金債権について消滅時効は完成していないから、被告の消滅時効の主張も理由がない。

② 被告の主張②、③について

被告には、貸金業法43条1項(平成18年法律第115号による改正前のものを指す。以下同じ。)の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるとはいえない。したがって、被告は、悪意の受益者であるから、その受けた利益に利息を付して原告に返還しなければならない。

③ 被告の主張④について

被告が、平成23年7月1日現在で、原告に対し、前記第2の3④ア及びウの各債権を有していたことは認めるが、同イの債権については、債権額について争う。ライフは、特段の事情の認められない本件においては、悪意の受益者と推定されるから、被告が吸収合併したライフと原告との間の前記第2の2④の貸付金取引について、過払金発生の都度民法所定の年5分の割合による利息を付して利息制限法所定の制限内で充当計算をすると、別紙計算書3のとおり

となり、被告は、原告に対し、平成23年7月1日現在で、貸付金残元金11万9319円、同日までの利息3万5413円（合計15万4732円）の債権を有するに止まる。

第3 当裁判所の判断

1 被告の主張①について

① 証拠（甲1、3、乙1の1及び2、3、4の1及び2、5の1及び2）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

ア 第1取引と第2取引は、いずれも、一定の貸付限度額を定めて、その範囲内で貸付と返済を繰り返すことが予定された同種の基本契約に基づく取引であるが、別個の基本契約に基づいて行われた取引である。

イ 原告は、第1取引の最終日である平成8年2月6日に、被告に対し、第1取引の残債務20万2129円を一括弁済して完済した。その際、被告は、原告に対し、第1取引の基本契約書を返還して、第1取引の解約処理をした。

ウ 第1取引の取引期間は半年足らずであり、第1取引と第2取引との間の取引中断期間は半年余りである。

② 前記①の事実、とりわけ、①イのとおり、原告が第1取引の残債務を完済した際、被告が、原告に対し、第1取引の基本契約書を返還して、第1取引の解約処理をしていること、及び①ウのとおり、第1取引の取引期間が半年足らずであるのに対し、第1取引と第2取引との間の取引中断期間が半年を超えていることからすると、他に特段の事情のない限り、第1取引と第2取引を事実上1個の連続した取引とみることは困難である。

そうであるところ、本件全証拠を検討しても、上記の特段の事情があるとまでは認められないから、第1取引と第2取引を事実上1個の連続した取引とみることとはできず、第1取引から生じた過払金を、その後の第2取引で発生する新たな借入金債務に充当する旨の合意があると認定することはできない。

そうすると、第1取引の終了から記録上明らかな本件訴訟提起の日（平成23年6月1日）まで10年以上経過していること、及び被告が、原告に対し、

本件口頭弁論期日において、消滅時効を援用する旨の意思表示をしたことは、当裁判所に顕著であるから、第1取引から生じた原告の過払金債権は、消滅時効の完成により消滅したといえる。

2 被告の主張②について

金銭を目的とする消費貸借において利息制限法所定の制限利率を超過する利息の契約は、その超過部分について無効である。貸金業者については、貸金業法43条1項が適用される場合に限り、制限超過部分を有効な利息の債務の弁済として受領することができるとされているが、このような法の趣旨からすると、貸金業者は、同項の適用のない場合には、制限超過部分は、貸付金の残元本があればこれに充当され、残元本が完済になった後の過払金は、不当利得として借主に返還すべきものであることを十分に認識しているものというべきである。そうすると、貸金業者が利息制限法所定の制限を超える利息を債務の弁済として受領したが、その受領につき貸金業法43条1項の適用が認められない場合には、当該貸金業者は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り、民法704条の「悪意の受益者」であると推定されるものというべきである（最高裁平成19年7月13日第二小法廷判決）。

これを本件についてみると、被告は、利息制限法所定の制限を超える利息の受領に際し貸金業法43条1項所定の要件を満たしたことについて、本件取引に関して主張立証をしていないから、民法704条の悪意の受益者であるとの推定を受けるものであるところ、この推定を覆す特段の事情について、前記第2の3②のとおり主張しているものの、本件取引に関して具体的な事実を主張立証していないから、本件取引について上記の特段の事情があったと認定することはできない。そうすると、被告は、過払金の受領に関して民法704条にいう悪意の受益者に該当するといえるべきであるから、被告の主張②は採用できない。

3 被告の主張③について

金銭消費貸借の借主が利息制限法所定の制限を超えて利息の支払を継続し、その制限超過部分を元本に充当すると過払金が発生した場合において、貸主が悪意の受益者であるときは、貸主は、民法704条前段の規定に基づき、過払金発生時から同条前段所定の利息を支払わなければならない。このことは、金銭消費貸借が貸主と借主との間で継続的に金銭の借入れとその弁済が繰り返される旨の基本契約に基づくものであって、当該基本契約が過払金発生当時他の借入金債務が存在しなければ過払金をその後に発生する新たな借入金債務に充当する旨の合意を含むものであった場合でも、異なることはないと解するのが相当である（最高裁平成21年9月4日第二小法廷判決）。

これを本件についてみると、被告は、前記2のとおり、過払金の受領に関して民法704条にいう悪意の受益者に該当する（なお、原告と被告との間の本件取引は、上記最高裁判決がいう内容の充当合意を含む基本契約に基づくものであったと解される。）から、被告は、発生した過払金に、その発生時から民法704条前段所定の利息を支払わなければならないというべきである。したがって、被告の主張③も採用できない。

4 被告の主張④について

被告が、平成23年7月1日現在で、原告に対し、前記第2の3④ア及びウの各債権を有していたことは、当事者間に争いがない。

次に、同イの債権額について検討する。被告は、ライフと原告との間の前記第2の2④の貸付金取引について、利息制限法所定の制限を超える利息の受領に際し貸金業法43条1項所定の要件を満たしたことを主張立証していないから、ライフは民法704条の悪意の受益者であるとの推定を受けるものであるところ、この推定を覆す特段の事情についても具体的な事実を主張立証していないから、ライフは過払金の受領に関して民法704条にいう悪意の受益者に該当するというべきであり、したがって、被告は、同取引において発生した過払金に、その発生時から民法704条前段所定の利息を支払わなければならない。それを前提に、同取引について利息制限法所定の制限内で充当計算をすると、別紙計算書3

のとおりとなるから、被告は、原告に対し、平成23年7月1日現在で、貸付金残元金11万9319円、同日までの利息3万5413円（合計15万4732円）の債権を有するといえる。

被告が、原告に対し、本件口頭弁論期日において、上記アないしウの被告の債権と本件取引のうち第2取引から生じた原告の過払金債権とを、相殺適状日を平成23年7月1日として対当額で相殺する旨の意思表示をしたことは、当裁判所に顕著である。

5 結論

- ① 以上を前提に、本件取引のうち第2取引について利息制限法所定の制限内で充当計算をすると、別紙計算書2のとおりとなり、平成23年7月1日現在で、過払金が105万9868円、過払金利息が13万4951円（合計119万4819円）となる。
- ② 一方、被告は、原告に対し、前記4のとおり、平成23年7月1日現在で、前記第2の3④アの立替金債権2万3794円（残元金1万9164円、損害金4630円）及び同ウの債権3万2271円（残元金2万7580円、損害金4691円）のほか、前記第2の2④の貸付金取引に基づく貸付金債権15万4732円（残元金11万9319円、利息3万5413円）を有していた。
- ③ そこで、前記①の原告の有する債権と前記②の被告の有する各債権とを相殺すると、原告は、被告に対し、平成23年7月1日現在で、98万4022円（119万4819円－2万3794円－3万2271円－15万4732円）の過払金返還請求権を有するといえる。したがって、原告の請求は、主文第1項の限度で理由があるからその限度で認容し、その余は理由がないから棄却する。

なお、被告は、仮執行免脱宣言を求めるが、相当でないのでこれを付さない。

よって、主文のとおり判決する。

周 南 簡 易 裁 判 所

裁 判 官 濱 崎 裕

これは正本である。

平成23年12月26日

周南簡易裁判所

裁判所書記官 堤

義景

